

反障害通信

24. 5. 3

148号

避難計画の虚構——原発と沖縄

今年の元旦に、能登地震が起きました。フクシマ原発事故が起きてから、避難計画ということが言われてきたのですが、それが機能しないということが明らかになりました。一方で、南西諸島で有事の際の全島避難の話が出ていることが、146号の映像鑑賞メモでとりあげた三上智恵さんの「戦雲」で描かれています。この話がリンクしていきます。

絵に描いたもちにすぎない原発の避難計画

そもそも原発事故のさいの避難計画は、フクシマ原発事故以前は、「安全神話」の虚構が崩れるとして、ほとんど論議されないままでした。再稼働の中で、政府は原子力規制委員会がお墨付きを与えたものは再稼働していくという方針を定め、規制委員会は実は推進委員会ではないことが明らかになっている中で、初代田中俊一委員長は、「原発は安全だとは言わない」とか「基準に沿って審査しているだけだ」と言い、政府は規制委員会が認めたから再稼働を容認すると責任をなすりつけ合い、さらに規制委員会は「避難計画については審査の対象ではない」と言い、政府は「それは原発立地の地方自治体の責任で進めることで、再稼働を容認するかどうかの認証は原発立地の地方自治体にある」と責任をなすりつけあっています。原発は過疎地に作られますから、一度誘致なり、押し付けられて作られていくと、その交付金が麻薬のような依存症的に作用していきます。交付金を求めて、新しい原発の増設を要望する事態さえ生まれてくるのです。だから、立地の地方自治体に認証を任せるとするのは、麻薬中毒患者に麻薬を渡して、その処分を処罰なしに全面的にまかせるようなことです。更に事故の責任を誰も取らない、政府は税金から電力会社の支援を行い、その賠償金は電気料金に上乗せする、しかも原発を使っていない電力会社の料金からも取っていくという、およそ、責任という概念が皆無のところ、再稼働を進めているのです。

原子力の研究者から身を転じて反原発の市民科学者になり、運動も担っていた高木仁三郎さんは、「巨大大事故につながるようなものはつくってはならない」という話をしていました。

安全神話を作り、危険性を指摘するひとたちへ「非科学的」というレッテルを貼ってきて、事故が起きると「想定外」だと自分たちの責任をまぬがれようとします。「想定すること」が科学なのに、自分たちこそが非科学的だったことを証明したのです。今、汚染水の海洋放出を巡って他国から批判されていて、政府や推進派は「批判するひとたちは非科学的だ」とか言っています。そもそも、事故を起こして、その理由のひとつが非常用電源を津波でつかるところに置いているという信じられないことをしていて、しかも地震大国で原発を作るとか、お湯を沸かすのに制御の難しい核発電を使うこと自体が非科学的なのです。わたしは、原発事故を起こした当事者国で、まだ原発が再稼働されていることがどう

しても理解できないのです。

今回の地震で震源地に近い志賀原発で油漏れとか、いろんな事故が起きているのをきちんと発表さえせず、隠蔽工作をしています。今回の地震の規模も電力会社の「想定外」だったようです。今回のまさに震源地の間近の珠洲に原発を作る予定があったのを住民運動で阻止したことも取り上げられています。今回の地震で4メートルの隆起が起きたところもあり、原発の直下で起きたら、重大事故につながります。道路が寸断され、孤立したままの地域がかなり長くありました。で、避難計画が絵に描いた餅にすぎないことがはっきりしました。それで、「避難しようとするから死者が出るのだ、屋内退避にするのだ」とか言い出している始末です。家や建物が崩壊している現実があるのに、どうやって屋内退避などできるのでしょうか。そもそも、原発事故で立ち入り禁止地域など作って住民を救出せず、餓死者まで出した歴史を忘れているようです。どこまで、住民の命を軽視するのでしょうか？　そもそも、スリーマイル、チェルノブイリと続いた時点で原発を廃炉にしていくなかったのに、フクシマまで起こし、さらに今回の地震が警告となっているのに、一体次の大きな事故が起きたら、だれがどう責任をとる、とれるのでしょうか？

沖縄の避難計画

そもそも、日米安保条約下での日米地位協定の治外法権的従属支配の事故・事件の歴史があり、米軍への不信が強いところで、かつて、太平洋戦争の時に、沖縄の住民に対する日本軍の虐殺や、自死の強要があり、そのことが沖縄で語り継がれていて、自衛隊への拒否反応や不信感があるところで、自衛隊の基地を作ることへの反対運動が起きてきます。そういうところで、監視部隊とか、住民を守るとか、空港や港湾整備を進めるとか、うそと誤魔化して、説明とは違う部隊を設置していくことがあり、ついには、住民を守るどころではない、最も狙われやすいミサイル基地まで作っています。

戦争がどのようにして起きるかという想定がないのか、様々な想定をしている上で誤魔化しているのか、とうとういざ有事になったら住民を守れないから、全島避難計画を作るとか言い出しています。過去の沖縄戦の前に子どもたちを「本土」に避難させる対馬丸が撃沈されて、多くのひとが亡くなったことを忘れているようです。突然起きる戦争を想定していないようです。ミサイル基地攻撃は通常先制的攻撃としておきるのではないのでしょうか？　歴史修正主義者は世界にいて、日本の南京虐殺はなかったとか、731部隊はなかったとか、ドイツでは「アウシュビッツはなかった」とまで言い出すひとが出ています。フクシマ原発事故の教訓も風化させられてきていますが、そのうち歴史修正主義者は、「フクシマ事故はなかった」とまで言い出すのでしょうか？

避難が必要なものは作ってはならない

そもそも、避難計画など作ろうとするひとがいるのですが、自然災害で避難訓練ということが必要であるとは言え（これもそもそも危険なところに生活せざるを得ないというところの問題、「自然」ではなく、社会問題があるのですが）、時には、それさえも無視して、多少の犠牲はやむを得ないとして、切り捨てる政策さえ進めようとするのですが、避難弱者とか言われるひとたちもいます。動かすと具合が悪くなる、死ぬことになるということがあるのです。「個的」な体験を書きますが、わたしの母は、丁度原発事故が起きた後位に体調が悪くなり、それで具合が悪くなると救急車を呼んで入院したりするのですが、移動

すること自体で、命の危機に陥るのです。フクシマ原発事故で退避の過程で多くのひとが亡くなりましたが、「動かすから、死ぬのだ」というのは本末転倒なのです。そもそも、そういうひとがいるから、どうするのかを考える事なのです。「避難計画を必要とするものを作ってはならない」というようなことを、そもそも政策の中心に据えることなのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (78) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 148 号」アップ(24/5/3)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると思います。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

[廣松ノート (5)] 『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』の三回目と、原発問題を追いかけている青木美希さんの本三冊目『なぜ日本は原発を止められないのか?』。

たわしの読書メモ・・ブログ 656 [廣松ノート (5)]

・廣松渉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (3)

第五信「方法論的展開相」の構図

(前便のまとめ)「前便ではヘーゲル哲学におけるいわゆる「円環構造」の問題にふれた上で、『論理学』に即してその下降的展開の構制を縦観し、マルクスの批判と代案にも言及しておきました。」126P

(この便(章)の問題設定)「本箋は、抑々、ヘーゲルやマルクスの祖述を宗とするものではなく、弁証法的体系構成法の対自的把え返しを当座の目標にしております」とのことで、「此の課題に応えるための前庭をしつらえ、そのことを介して、前便で示唆的に申し述べた論件の一斑を埋めておきます。ヘーゲルやマルクスの弁証法的体系とその構成原理を把えるうえでも、これが結局は捷徑になるものと庶幾する所以です。」126-7P として、以前論じた

として、『マルクス主義の理路』に所収された『『上向法』の方法論的地平』を参考文献に挙げています。

一 ヘーゲル弁証法の「三階梯」的進展

第一段落——ヘーゲルの概念の自己展開と観望の矛盾 127-30P

「前便でみましたように、尠なくともヘーゲル論理学の場合、下降的展開の一貫した論理らしきものは寧ろ存在しないとすら言うこともできます。爰では、しかし、二つの事柄を区別してかかる必要があります。一つには、ヘーゲルの自称する「進展」の論理が必ずしも建前通りには運ばないという消極的事実、もう一つには、展開の論理とか称して固定的な図式を押し付けるようなことはしないという積極面です。——前便では消極面の指摘に急すぎた憾みが遺りますので、ひとまず積極面に目を向け、そこにおのずと生ずる構図を問題にするところから始めたいと念います。」127-8P としてヘーゲル『法の哲学』からの引用が来ます。「方法とは、学においては概念が自己自身から自己を展開していく仕方であり、それはもっぱら概念の諸規定の内在的な進展と産出である。……普遍的なものの特殊化した諸々の在り方を解消していくばかりか産出してもいく、こういう、概念の運動原理を私は弁証法と呼ぶ。……われわれの概念され自身がどのように自己を規定していくかを単に観望しようとしているのであり、われわれの私念や思惟を附加しないように自制する……。」128P そして、著者による押さえは「ヘーゲルは「概念」の自己運動を観望するという建前に徹します。つまり、認識主観の側が勝手に論理操作をおこなうことを厳しく避けようとしています。このかぎりでは、格別な展開の方法とか体系構築の論理とか、このようなものは入り込む余地がありません。体系的展開に一貫した論理がみられるとしたら、それはひとえに「概念の自己運動」がそのような合法則性を呈することに負うものです。」128P と、著者はヘーゲルの観望の意義を突き出しています。そして、「「概念の自己運動、これは「概念」なるものを自立的な主体＝実体に仕立て上げる悪しき形而上学に基づくものであること、この点は先便でみたマルクスの批判的指摘が抉(えぐ)る通りです。ヘーゲルが自己運動の主体とみなす「概念」、それは普通の意味での概念ではなく「理念」であり、結局は「絶対的理念」にほかなりません。そのかぎりでは、「神学的な絶対者の自己運動の観望」、この一事に尽きます。だが、認識主観は文字通りに観望するだけなのでしょうか？ まったく受動的に、単に眺めるだけなのでしょうか？ 然り且つ否です。」128P と押さえます。そしてヘーゲル『小論理学』を引用した上で、「自己運動する概念＝理念と、観望的に認識する主観、これら両者は決して単なる対立相にあるわけではありません。省みれば、上昇の途において、認識主観と絶対的理念との合一は確認済みです。両者が合一するかぎりでは、絶対的概念の自己運動と認識主観の能動的営為とは別物ではありません。しかし、両者が哲学的思惟とその対象という相で分極化するかぎり、認識主観の営為が疎外されて概念の自己運動として映現し、認識主観はもっぱら対象的概念の自己運動を受動的に観望する配備になる次第です。」129P と展開し、「彼は、能知と所知との絶対的合一態から如何にして両契機の対立性が生ずるのか、これを精確に説くことができず、絶対的理念の自己疎外という神学的表象に逃げ込んでおります。そのため、「観望」ということと、能動的な営為との関係づけも積極的には解けない仕儀に陥ります。因みに、「観望」ということは、『精神現象学』では、当事意識と哲学値(フェア・ウンスというさいのヴィア)

との関係で言われておりましたのが、今や認識主観の在り方の一般的意図にされております。これではいよいよ「エス」と「ヴィア」とのダイナミックな論理構制が採れなくなる所以です。遡って問題にすれば、上昇の途で折角に絶対知・主客統一に達したのに、何を今更「受動的観望」をしなければならないのか。自己定立の自覚的把持でよいのではないのか、こういう疑問も生じます。それも、一に懸って、上昇の極点および下降への推移に無理があるからです。」とヘーゲルとの対話・批判を推し進め、「がしかし、さしあたっては好意的に譲って議論を進めましょう——。」129-30P と次項につなげます。

第二段落——ヘーゲルの「概念ないし真理」における三つの契機・側面 130-3P

「概念の自己運動の在り方ですが、ヘーゲルによればそこに一定の合法則性が見出されます。それが、弁証法的な展開の論理ということになります。」130P 筆者は、この弁証法的な展開の論理をヘーゲルから読み解こうとしています。

「ヘーゲルは「あらゆる論理的に実的もの(jedes Logisch-Reelle)」すなわち「概念ないし真理」一般に三つの契機、三つの側面をもつことを指摘します。(α)抽象的側面(β)弁証法的側面(γ)思弁的側面が当の三契機ですが、これらは(α)悟性的側面(β)否定理性的側面(γ)肯定理性的側面とも呼び換えられます。」とし、「このかぎりでは「弁証法的」というのは第二の「否定理性的(negative-vernünftig)な側面」に照応しますけれど、それは狭義での語法にすぎず、ここでの用語法を一般化してしまうと間違えます。」130P と注意を促しています。そこで、ヘーゲルの『小論理学』からのこの三つの側面を押さえます。その三つ「(α) 悟性としての思惟は、固定的な規定性と、この規定性の他の規定性に対する区別性とに立ちどまっており、こういう制限された抽象的なものをそれだけで存立し存在するものとみなしている。」「(β)弁証法的モメントは、そういう有限な諸規定の特有な自己止揚であり、それと対立的に措置される規定への移行である。」「(γ)思弁的なものないし肯定理性的なものは対立的措定の相にある両規定の統一を把握する。すなわち対立的規定の解消と移行のうちに含まれている肯定的なものを把握する。／弁証法は肯定的な成果をもつ。それというのもそれというのも、弁証法は規定された内容をもつからである。すなわち、弁証法の成果は、空虚な抽象的無ではなくして特定の諸規定の否定……だからである。この理性的なものは、それゆえ、思惟されたものであり、抽象的なものであるとはいっても、同時に具体的なものでもある。というのは、それは単純な形式的な統一態ではなく、区別された諸規定の統一態だからである」130-2P ここまでヘーゲルの引用をして、著者の展開「ヘーゲルによれば、あらゆる概念的措定態は、このように、悟性的階梯・否定理性的階梯・肯定理性的階梯という順を追って深化します。これがいわゆる“正・反・合”であり、“否定の否定”にもほかなりません。」132P とし、そこで反問を設定します。「ヘーゲルは、あらゆる概念が「三つの側面」「三つの契機」をもつ旨を論じていた筈のところ、いつの間にか三つのステップの話に変わっているのは論点の摩り替えではないのか？ 三つのステップというのがもし移動であるならば、慥かに話が違ってきます。がしかし、主題的与件は一貫して同じものであり、そのかぎりでは“同じもの”の持続、従って、第二段階においても第一段階の規定性が“保持”されていること、このことが逸せられると第二段が「単独に切離して受け取られ」懐疑論になってしまいます。」132P とし、「階梯的に進展するとはいっても、“同じもの”についての規定の深化だということ、これが一つのポイントで

す。」132P と押さえ、そして、「勿論、あの三階梯が三階梯であり、三側面である所以の“同じもの”の持続というかぎりでは、何らかの意味で自己同一性を維持する対象＝当体の定在を想定せざるをえません。だかしかし、これは謂わばメタ・レベルにおいて措定される同一性であって、当座の文脈における“対象”の相在は“認識”と相即的に変化するわけです。ヘーゲルが「概念」そのものの「自己運動」とその「観望」というシェーマで論ずるのは、この間の事情に應ずるものと申せるでしょう。勿論、そこにはまた、絶対的理念という主体＝実体の自己疎外と自己獲得の運動という存在論的理解が籠められていることは付言するまでもありませんし、その論脈でいうかぎり、あの三階梯を以って“認識”の側の進行の在り方だと申してはヘーゲルに叱られます。ヘーゲル本人としては「正・反・合」、つまり定立・反立・綜合というシェーマを唱えないという事実——これはフィヒテの場合を念頭におきつつ第三者が定式化したものであってヘーゲルの自称ではありません——、このことも恐らく右の事情と関係があると思えます。しかしながら、われわれ第三者としては、ヘーゲルのそういう含みを理解したうえで、彼の謂う「概念の自己運動」の実態を“認識”の進展ということに定位して把え返すことが一応許されると思います。」133P として、次項に移ります。

第三段落——ヘーゲルの「概念」の自己運動の物象化された表象 134-5P

「ヘーゲルの謂う「概念の自己運動」、「論理的に実的なものの三階梯的進行」は、実際には、学理的“認識”の進展が物象化されて表象されたものであり、そのかぎりでは、認識の合規則的な展開相に應ずるものと言うことができます。」134P と、この項の課題を突き出し、「認識は、与件的対象を“一つの”或るものとして措定せざるを得ず、そのかぎりでは、他との区別における規定態を“画定”する作業から着手します。この“或るもの”は、たとえ“このもの(das Diese)”という特個性において措定されたとしても、——あの感性的確知論を想起するまでもなく——すでに或る普遍的な規定たることを免れません。況んや一般には、悟性的な概念規定として、それは一定の普遍的な規定の賦与です。このことによって、対象的与件が、単なる感性的与件以上の或る概念的規定態として画定されます。／悟性はとにかくこの意味での概念的に普遍・不易的な措定態の次元にとどまろうとしがちであり、この抽象的な普遍の固定化——なかんずく、他物との固定的な区画、および、この固定的な規定性の自己同一的な不易化——にもとづいて、その地平内で思索を進めようとしします。……ヘーゲルとしては、勿論、悟性的段階に固執する弊を卻けますけれども、悟性的規定を第一の暫定的規定としてしかるべく位置づけます。」134P として、更に、著者は対話を進めます。「では、この悟性規定の準位から、認識は何故また如何にして、合規則的に次のステップに進んでいくのか？ このさい、次のステップというのが高次の準位であることが一つの論点です。同じ準位内での進行であれば、分析的精緻化とか、比較校合による整序とか、さらには、同一律の埒内での悟性的推理とか、こういう機制によって進捗が生じます。が、いま問題にしている、悟性的な次元そのものを超える進展です。／考えてみれば、しかし、悟性的規定の準位に甘んじてしまう認識がむしろ“常態”といえるほどですから、この準位からの踰越が何故また如何にして合規則的・必然的に生ずるのかという設問は、非常な大問題です。」135P として、この段落のまとめに入ります。「ヘーゲルは、さしあたっては只管(「ひたすら」のルビ)「弁証法的モメントは、そういう

有限な諸規定[悟性的規定]の特有な自己止揚であり、それと対立的に措定される規定への移行である」と言い切ります。対立的措定態への移行といっても、しかし、先の悟性的規定態が廃棄されてしまうわけではありません。ここに、矛盾命題が並立する所以となります。認識は、そこで途方にくれてしまうのではなく、「対立的措定の相にある両規定の統一を把握し、対立的規定の解消と移行のうちに含まれている肯定的なものを把握する」に至る、と彼は主張します。先にみておいた通り、こうして「反・合」の過程が進捗するというわけです。」と展開し、「このさいのポイントになるのが、弁証法的否定は、懐疑論流の否定とは異なって「特定の諸規定の否定」「限定された無」を内実・成果とするという論点であることは、あらためて想起をもとめるまでもありません」135P と付言しています。このあたり、著者のヘーゲル弁証法の「正・反・合」的展開の途行きを生かし得るところでのヘーゲルとの対話を展開したものとなっているのではないかと、とらえ返しています。

二 弁証法的否定の論理構制上の“仕組”

第一段落——この節の問題設定

「茲で、件の大問題、つまり、悟性的規定の準位からの超出とその合規則的な必然性という問題を考える順序です。——もしこれが説けねば「反・合」の過程的進展は保証されず、たかだか悟性論理の埒内での“進行”の準位を踰越できない仕儀に陥ってしまいます。」136P と押さえ、「第三者的に整理するとき、ヘーゲルにおける弁証法的否定は、次のような幾つかの型に岐れると思います。」136P とし、「最初に挙げておきたいのは、絶対的全称判断の自己破壊とでも呼べる型です。悟性的概念というものは、あれかこれかという排中関係を満足させる仕方で規定されております。そうでない“概念”は、曖昧な概念として、似而非とはいわぬまでも、不完全な概念として卻けられます。そして、或る概念とそれの矛盾概念とは、同一主語について絶対に両立しないものと悟性は了解します。」136P とし、さらに対話を進め、「ヘーゲルは、それと自覚することなく、この論理的機制によって、悟性的規定をば自己破壊に導き、その矛盾概念(正確には、その矛盾概念を述語とする命題)への移行、ひいては両措定の止揚を随所でおこなっております。尤も、論理学に登場するカテゴリーはすべて神の述語であり、従って、そこでの全命題が「神の定義」とみなされうると称しながらも、そのヘーゲル自身が、例えば、「定有」は神の述語ではないと言って、前言を翻している所以ですが、実地の議論としては、常に必ず絶対者が主語に立っているというわけではありません。ですから、絶対的全称判断の自己破壊という道具立てで全局面を律することは不可能です。／そこで、ヘーゲルとしては、悟性的規定のもう少し具体的な在り方に即して、その弁証法的な自己否定を導こうとします。この次元で問題になるのが、あの「移行」「照映」「発展」という進展の三方式なのです。実際には、有論・本質論・概念論でこれらの方式が順次採られるという具合には必ずしもなっておらず、事態に応じて適宜にこれらのうちいずれかが採られているというのが実情です。因みに、論理学に限らず、ヘーゲルの哲学体系の全般で、これらの方式のうちいずれかによって(場面次第では併用によって)弁証法的否定が導かれている、と申しても大過ないと思います。言い換えれば、これらの三方式はヘーゲルが具体的な論件の場面で遂行する弁証法的否定の汎通的な型になっているわけです。事態に応じて三つの方式が岐れると申すさいの「事態」の在り方ですが、これを順に述べてみます。」137-8P と次の段落に入りま

す。

第二段落——第一の「移行」の場合 138-9P

「悟性は与件を或る概念的規定態で把えますが、当の与件が変化相を呈する場合があります。……変化がいわゆる量的変化の域にとどまっていれば、悟性的概念そのものを取り換えるに及びませんが、いわゆる質的变化に直面した場合には、概念的規定の変更を迫られます。“生けるものはあくまでも生けるものである、「生けるもの」という概念はあくまで「死せるもの」という概念とは区別される”ということが真実だとしても、いやむしろそれが真実なるが故に、事態に質的な変化が生じた場合には、以前の悟性的規定、従前の概念的措定を固持するわけには参りません。爰に、悟性的規定の自己否定が余儀なくされます。……だが、このさい、認識主観は受動的に、事態の変化に応じて認識を改めているわけで、この受動的な在り方を、ヘーゲルとしては「概念の自己運動の観望」と称する次第なのです。概念の「自己運動」というのはいかにも錯誤ですけれど、事態的には大差ないのではないのでしょうか。……いやしくも「変化」を「変化」として規定しようとするかぎり、単なる適用概念の取換えではなく、矛盾的措定を遂行せざるを得ません。という次第で、対象的变化、少なくとも質的变化を把握しようとするかぎり、悟性的規定の自己否定とヘーゲルの称する事態が必然的になります。「移行」という方式は——ヘーゲル自身は少々強引に拡張しておりますけれども——こういう対象的变化の場合に応ずるものと言うことができます。」138-9P とこの段をまとめます。

第三段落——第二の「照映」と第三の「発展」の場合 140-4P

「第二の「照映」の場合、悟性は、概念というものはそれ自身の内在的規定性、いわゆる概念的内容(Inhalt=内包)のゆえに当の概念なのである了解しており、概念が各々自己完結的な内自的(「イン・ジッヒ」のルビ)規定を具えているが故に他の概念との区別も成立し、また概念の秩序体系も成立しうるのでと考えております。これが概念の固定的区画化と相即するものにもほかなりません。ところで、概念の規定的内容(内包)は、反省してみれば、決して、自己完結的・自立的ではなく、当世風にいえば、「示差」的な区別という対他的な反照関係においてのみ存在します。“A であるが故に非 A ではない”のではなく、むしろ“A ではあるのは非 A ではないが故”なのです。精確にいえば、A とか非 A とかいうものがまず在って区別関係に立つのではなく、原始的な区別関係の両項として甫めて A と非 A とが相補的に成立するというのが実態です。示差的区別の関係というのは対他的反照関係のうち最もブリミティブで抽象的な次元であって、対他的反照関係は具体的であり、積極的な相互規定的関係相を呈します。対象的規定の実状を把えようとするれば、悟性が内自有(In-sich-sein)と思念して自存視しているところのものを対他的関係の反照規定として把え返す必要があります。ヘーゲルとしては「反照」(Reflexion)ないしは「照映」(Scheinnen)ということを経験的には「本質論」の段階で論じておりますけれども、事実上は、すでに「有論」の段階でも概念規定の対他的反照に定位して悟性的思念の自己否定を導きます。尤も、悟性の内自有的措定を反照的關係規定として把え返す営為は、メタ・レベルに立ってみれば常に一種の弁証法的否定の構造になりますけれども、直接的な現相では必ずしも弁証法的矛盾の形を呈するとはかぎりません。その点、「固有の他者」との反照関係に立つ「両極性」の場合にも事態が明瞭になります。」140P として、ここから磁石を例にした論

致が続きます。そして「つまり、極というものが自存し、且つ、北極という規定が内自的に自存するという思念を改め、真実に、“当体化”の扱いが許されるのは両極の関係態であり、北極というのは南極との実在的な(単なる概念規定上の相補性ではない)反照的關係規定であるということをお互化するかぎりの話ですが……。」142P と押さえます。差異論的展開は、わたしの反差別論にとって、極めて重要なところではあります。

さて、ここから「第三の「発展」の場合」143P に入ります。その前に、まず前筋の押さえとして、「第一の「移行」では、悟性が謂わば思いがけず対象的变化に襲われて当初の概念規定の自己否定を余儀なくされ、第二の「照映」では、別段対象的事態が変化を示すわけではないが、悟性が当初の規定態の反照的被媒介性を謂わば自発的に把え返すことによって進展が生ずる次第ですが、第三の「発展」は或る意味では前二者の総合と言うこともできます。このさい、対象の変化に直面するとか、悟性が自発的に把え返すとか申しても、“悟性”とはそのじつ「読者」の暫定的な意識態であり、「著者」たるヘーゲルの舞台廻し使喚によって「読者」の規定が進展するのが実態であること、このことは附言するまでもありません。」143P と押さえています。で、ここから、第三の「発展」の本題の話、「発展」の機構ですが、これはヘーゲルが生物の成長の観望になぞらえていることから判りますように、対象的变化は、しかし、「移行」の次元における、わけても質的な変化の場合のように、悟性にとって謂わば思いがけない変化の出現ではなく、即自的にあらかじめ了解されている変化の対自的な現前です。例えば、種子は、現実態(顕勢態、対自態)としてあくまで種子であって成樹ではありません。がしかし、可能態(潜勢態、即自態)としては既に“樹木”であると言えます。種子という規定態において、悟性はそれを種子という規定性で把えるとはいえ、変化が現出するまでもなく、それが可能的には樹木であることを知っております。ここでは、悟性は種子を共時的な対他的諸関係の相でのみ把えるのではなく、可能的樹木とも即自的に照映させているわけです。そして、種子の変化がこの可能態を現実態転化せしめるのに応じて、即自的な樹木としての概念規定を対自的に規定していきます。このものは、種子であって現実的には樹木ではない、がしかし、種子でありながら可能的には樹木である。そのかぎりでは、種子でありながら非種子(樹木)である。この矛盾的規定が対自的に単解され、現実態の次元で、当初の悟性的規定が否定されて進展が生ずる次第です。」143-4P として、次の筋へのつなぎの文がきます。「形式的にいえば、これで尽きますが、しかし、「発展」は、いかに観望と称されるにせよ、ヘーゲルが「主観的論理学」たる「概念論」(内容的には、判断論や推理論)で論じておりますことから、認識としての認識の進展の在り方が具体的に絡んでおります。今や、この間の次第を見るためにも、論件を拡充する必要があります。」144P

三 成素複合型と有機醸成型の体系構制

最初に断り書きが入っています。「体系構成法というよりも、さしあたり、方法論的展開という次元で考えるさい、誰しも真先に想い浮かべるのが、いわゆる「演繹的体系」だろうと思います。これが謂う所の「形式論理」を導きの糸にすることは更めて申すまでもありません。／爰では、形式論理学と弁証法との比較的討究という巨きな作業に取り組む段ではありません。」144-5P とし、第一段落の項へ入ります。

第一段落——形式論理学における「変化」の存在論 145-9P

「形式論理学は、もっぱら、概念や命題どうしの“論理的関係”を問題にすること、そのさい、概念や基礎的命題は“意味論的”に一義画定的なものとして前提的に了解されていること、そして、論理的な“変形の導出”といっても所詮はこれら“形式的”諸要素の“算術的複合”にすぎないということです。……形式的論理に則った演繹的展開では、成素そのものは不易的で、ただ、成素の組み合わせ方が変わるだけだと申せます。それに対して、ヘーゲル流の弁証法的体系では、嚮に見ましたように、論理の進展と相即的に、概念(従ってまた命題)の規定性そのものすら、“進化”します。」145P と押さえ、「形式論理と弁証法との最大の相違は、論理的“要素”の次元に在るのではなく、実は論理的“関係”の次元に在る」145P として「ここでは、さしあたり、右の述べた“成素”の扱い方の差異に藉口して或る一事だけ記すにとどめます。——それは「変化」をめぐるプロブレマティックです。俗に、弁証法は「変化の論理」であるのに対して、形式論理、従って亦、演繹的体系では変化ということが説けない旨が云々されます。しかし、形式論理では変化が説けないということの意味を精確に把握する必要があります。もし人が形式論理学では概念を一義固定的に規定するということを理由にして、そこから直ちに「変化を記述できない」と決めつけるとしたら、それは全く笑止の沙汰というものでしょう。……成素というものは不変であっても、それを組み合わせた成態は変化しうるので、対象的变化に即応することができます。構図的にいえば、原子論がそれなりの仕方に変化事象を把握・説明できるのと同趣になります。」145-6P と押さえませす。

そこから「描写されている幾つかの状態、すなわち、別々の概念で記述されている諸状景が、一箇同一の或るもの(それが変化するところの当体)の継時的諸状態だということです。さもなければ、それらの諸記述は、別々のものの状景記述であっても、変化の記述とは認められない筈です。自同的な当体、主語で指示される同一の対象が、或る時には状態A、別の時には状態Bにある。これは異時、つまり、同時ではない二つの時点におけることですから、矛盾律を犯すものではないと言われます。……ともかく、それは変化の当体である以上「同じもの」でなければなりません、且つ同時に、それが変化した以上、もはや「同じでない」ものでなければなりません。当の或るものが「同じであり且つ同じでない」という矛盾、これは「変化の当体」という概念、従ってまた「変化」という概念が必然的に孕む矛盾です。この矛盾を免れようとして、「同じでない」だけを残したのでは、別々の状景の記述であっても、変化とはいえなくなってしまう。「同じである」だけを残しても無変化になります。けだし、「変化」ということがら自身が「矛盾」構造を呈する、と言われる所以です。形式論理の根本定律たる「矛盾律」を墨守するかぎり、「変化」を概念的に把握(「ベグライフェン」のルビ)することができないと言われるのは、このような事情にもとづいてのことです。駄目押しすれば、論者たちは、形式論理に則りつつ変化事象を記述しているつもりでも、苟くも変化ということを認めようとする場面で、実は形式論理の根本定律を犯してしまっていることになります。」146-7P と押さえ、「こうして、形式論理に則ったのでは、「変化」ということを原理的な次元では把握(「ベグライフェン」のルビ)できない仕儀に陥ります。」147P とし、「ここで、ヘーゲルの「移行」論を想起」147P することを求め、「ヘーゲルの「移行」論をそっくりそのまま「変化」把握の構案に貶める必要はありませんけれども、形式論理に則ったのではたかだかその都度の状景の記述しか

できず、諸状態の統一的把握は別途の処理に委ねられざるをえないところ、ヘーゲルは最初から変化の総体的把握に応ずる構制を採っていること、まずはこの点を追認しておきたかった次第です。」148P と展開しています。そこで「論者たち自身は、実在するのは持続体の諸状態だけだと言い、「象は鼻が長い」式に、本当の主語は“象の鼻”である(「象」ではないから、論理矛盾にはならないと言い張ります。論者たちによれば「象」を主語化する認識にのみ矛盾が帰属するわけです。がしかし、このような次元での“認識”の物象化、そこにおいてはじめて、抑々“実在的矛盾”“実在的变化”なるものが存立するのであって、これを思惟の側に帰して単なる主観的なものと称するとすれば、一切の概念的規定が単なる主観的なものになってしまいます。論者たちは、実在的矛盾だけを卸けたつもりでも、実は、一切の実在的規定を主観的な表象とみなし、そのかぎりでトリビアル(*trivial* 探るに足らない)に実在的を消去しているにすぎません。このトリビアリズムを脱しようとするとき、論者たちは、諸状態の記述と、それらの統一的把握(変化という措定)とを“階型的”に区別しつつ、実在的变化なるものを状态的記述とは別次元で立てざるをえない所以です」149P と附言しています。

第二段落——形式論理学と弁証法——成素的構成と関係論的構成 149-153P

「演繹的であると否とを問わず、形式論理というか悟性論理に則って体系的記述を試みる場合、成素的概念そのものは固定的な相で規定され、機械論的要素主義の流儀で成素の加算的複合が企てられ、そのことによる構成的記述が図られます。この方式は、或る種の分野で、一定の限度内では、有効であることを認めません。有機的統一体を分析的に記述する場合ですら、宛かもブロック的な構築物に見立てつつ、成素的諸部分への解離と再構成的な複合の手続を採ることが、初歩的なアプローチとしては有効な場面もあります。」149-50P として、しかし、「記述される对象的定在が、レンガや積木のような自在的なブロックではなく、有機体の分枝のように、“相互浸透”的な存在であるとすれば、積木細工の方式では对象的事態を十全には記述できない道理です。悟性は、区画的に切り取った对象的相在を自己完結的に自存するものとして扱い、それが他のものといかなる関係に置かれようとそれ自身の内的規定は影響を受けないかのように処理します。形式論理やいわゆる演繹的体系は、このような措置によってはじめて可能になっております。ところが「照映」に關説して先刻申し述べましたように、悟性の措定する“ブロック”は実は反照的規定の結節にすぎず、“相互浸透”の相に在ります。従って、機械的・加算的に複合されるのではなく、有機的・化合的に綜合されるのであれば、実態に照応すべくもありません。／形式論理に則った演繹的な体系は、このゆえに——余程特殊な射映、ないし、機械論的な“模型”に關しては妥当するにしても——対象的世界の真実態を“復元”的に描出することは不可能です。「照映」ないし「反照規定」に關するヘーゲルの所説は、決して十分ではないにせよ、ともかくにも、悟体的措定では对象的実態には合わないこと、内自有化された悟性的規定の自己否定的進行による真実態の把え返しが必須であること、このことを体系的展開の方法論的場面に組み込んでいるのは流石(「さすが」のルビ)だと思います。」150P と、著者は、ヘーゲルを無礙に切り捨てるのではなく、その途行き・方法論の意義をとらえ返そうとしています。そこで、「茲で対蹠的なのは、論理とか方法論とかの次元というよりも、成素複合型の世界像と有機複合型の世界像との対立という世界観の次元ですから、

今は深入りを控えますけれども、右の論点と関連するかぎり、「分析」「総合」という問題に一言ふれ、それを媒介にしてあの「発展」に話題をつなげることにします。」150-1Pと展開していきます。「普通には、分析といえば成素への解離が表象され、総合とは成素の複合であるかのように了解されており、そこでは成素的複合型の世界像が暗黙の前提になっているように見受けられます。有機複合型の世界像を抱懐する場合には、しかし、もはや分析・総合ということはそのような単純な逆過程としては遇せないこととなります。」151Pと押さえ、「ここでは、カント流の「分析判断」と「総合判断」を手掛かりにしましょう。概念どうしの含意関係を命題どうしの含意関係にまで拡張して、「分析推理」と「総合的推理」を云々することも許されるかと思えます。」151Pとカントとヘーゲルとを類比して、「カントの道具立てでは「分析」と「総合」との区別が明確につけがたいということも事実です。この問題を捌(さば)くためにも、für es と für uns という構制が要件になります——。カントは成素複合型存の在了解をもっていることも相即的に「判断」とは原基的には総合判断の構造をもつものと考えましたが、ヘーゲルは有機複合型の存在観とも相即的に「判断」(Urteilen)とは原基的には「原始—分割」(Ur-teilen)であると考えます。判断は für es には「総合的」であっても、für uns には「分析的」である所以です。当事意識にとって判断の分析性が対自化される時、それは事態が即自的にはそれであったところのことの対自化を意味します。ここでの即自態から対自態への転化は、必ずしも直ちに可能態から現実態への発展的転化とは重なりませんが、論理的進展の一形態であることは確かです。」151-2Pとカントの批判主義を意識したヘーゲルの「思惟形式自身が自分を吟味し、自分自身に即して自分の限界を規定し自分の欠陥を指示しなければならない。後に弁証法として特別に考察する思惟活動はこれにほかならない」152Pという『エンチクロペディー』の引用で、この段落をまとめています。そして「では、このような自己吟味＝批判との自己吟味＝批判と合一した(そして、「分析的」で且つ「総合的」な)体系構成がどのように存立するのか、愈々(いよいよ)この問題を主題にしていく段取りです。」153Pと次の項・段落の課題を出しています。

第三段落——自己吟味＝批判と合一した体系構成の存立構造 153-7P

「体系的な論述を企てる場合、錯綜した具体的なものから出発するのではなく、「端初」にはいずれにしても単純な原理を据えて、そこから展開することが望まれます。対象的世界がもし機械的複合相を呈するのであれば、基本的な成素と、成素間の関係の基本的な様式を析出し、これらの単純な構成要素(「ストイゲイオ」のルビ)を原理にして体系的構築を試みることが許されるでしょう。体系構成法は、通常、この方式を採っております。しかし、対象的世界が機械的複合相を呈しておらず、謂わば有機的統体相を呈しているのが実態だとすれば、成素複合型の方式を採るわけにはいきません。」153Pとして、「別様の体系構成法が現に存在」153Pするとして「われわれは、そのような方式の一つとして「有機醸成型」とでも呼べる体系構成法を挙示することができます。」153Pと突き出します。

そこから、「ヘーゲルは「発展」の例というより比喩として、「胚」からの成長を持ち出しておりましたが、茲では卵黄という“均質”な“単純”なものから、それが分化・成長して雛鳥へと発展していく構図を念頭におくと便利かもしれません。／この「有機的構成型」の体系構成法は、それが単なる発生論ではなくして、体系構成法であるかぎり、発生

や進化という歴史的・時間的変化そのことが問題なのではなく、具象的な「現実世界」を「単純な原始的な存在」から分化・発展した定在として定位・整序する構制が眼目です。」

154P として「爰では、現存する複雑な定在諸規定は、いずれも端初の原基的な存在のうちに即自的に、(可能態(「デュナミス」のルビ)の相で)既在していた契機の現実態化(realisation)として了解することが出来ます。そのかぎり、原基(「アルケー」のルビ)(=端初=原理)の原始的自己分化=自己展開による“判断的”定位は、既在の即自態の対自態への現成(可能態の現実態(「エネルギー」のルビ)への転化)にすぎず、この意味では、「分析的」ということになります。がしかし、“述語的”諸規定の既在とはいっても、それは対自的ではなく、可能態たるにとどまり、現実態の相では展開的定位を俟って甫めて出現するのですから、この事態に即すれば「総合的」ということになります。——以上は、“主体=実体たる概念”の“自己運動”に仮託した言い方ですが、認識する主観に即していえば、原基の可能的諸規定を知悉(ちしつしている「われわれ」(wir)ないし「著者」にとっては「分析的」、「現実態」しか識らない「当事意識」(es)ないし「読者」にとっては「総合的」ということになります。……ヘーゲルの体系が、主体=実体たるアルケーの自己分割的自己定立、そのことによる即自(可能)態から対自(現実)態への順次的・体系的な転成、このような分析的=総合的な展開という構制をとっていること、このことはあらためて喋々するまでもありません。」154-5P とし、この後生物学的な次元でのとらえ返しをしています。そして「ところで「有機醸成型」の体系構成法は、アクセントはあくまで「体系構制」にあるとしても、所詮は「発生論」の一種であり、方法論上の限界性を免れません。ヘーゲル本人は、多分にその間の事情を自覚しており、歴史性と論理性とは必ずしも一致するわけではないことを断っております。がしかし、マルクスが厳しく批判します通り、ヘーゲルの場合は結局のところ歴史性と論理性が合致する発生論型の構制になっていることを否めません。」

155-6P このところ、ヘーゲルの三位一体性へのマルクスの批判になっていると改めてわたしは押さえています。著者のヘーゲルのとらえ返しはさらに続きます。「「概念の自己運動の観望」という彼の建前は発生論的構制と不可分であり、このことは、剩え彼の場合は「神学的」モチーフからも余儀なくされます。ヘーゲルは、彼の体系構成法では歴史性と論理性との合致が要請されざるをえないこと、この点に難があることを一定自覚しながらも、当の難点を克服した方法論ひいては体系構成法を確立できなかつたと申すべきでしょう。……「有機醸成型」の理説は、発生論的たるかぎり、端初の「単純な」原始的存在の自己分化が何故また如何にして生起するのか、この点の説明に難渋します。ヘーゲルは絶対者の自己疎外ということで“説明”しましたが、これでは到底説明になりません。一般論として、原始的存在の自己分化の必然性と具体相は、当の原基的存在の即自的規定性(可能態としての規定性)のうちに孕まれて筈です。だが、可能態の相で即自的に“既在”するというのとは一体どのような事態の謂いでしょうか？ 微少な形で潜んでいるということであればまだしも話が判りますが、それではおそらく実状に合いません。可能態の相での既在性ということが理解可能な仕方で規定されなければ、此説は悪しき形而上学に墮しかねません。」156P とし、ここから著者は次便・次章で本格的に入るのですが、いよいよ自らの「原始函数」という論攷を展開していくことになります。「迂生としては、「有機醸成型」の構制の積極面を生かしつつ、それを発生論から解放する配備として「原始函数型」

のアルケーとその開展という方式を考えてみたいと思うのです。……函数は、その変項がさまざまな“値”をとることができ、諸項がしかるべき“値”をとるのに応じて、種々様々な定在形態を体現します。“原始的存在”（正しくは現実世界）を函数的関係態として定式化するとき、変項がまだ特定の値をとっていない場面では、それは変項の可能的な諸値に応ずる様々な可能的定在諸形態を即自的に表現します。そして変項が特定の値によって現実的に充当されるのに応じて様々な現実的定在形態を体現していきます。この配置によって、発生論から解放しつつ、先にみておいた「有機醸成型」の構制のメリットを継承しうることまではご理解いただけると念います。／問題は、しかし、“宇宙方程式”にもなぞらえ得べき「原始函数」をどのようにして確定するのか、そのさい、あの「反照規定」がどのようにして函数化されるのか、遡っては、どのような世界像と相即させられるのか、そもそも函数的定式化とは認識論的にみていかなる事柄であるのか、この種の事項です。——そして、ここで、あの「端初」の設定という問題、マルクス式に言えば「下向」のプロセスがあらためてクローズ・アップされる所以となります。／御記憶いただいていると信じますが、第一便で「帰納」という手続の孕むアポリアに少々立ち入り、前便ではその打開策をヘルマン・ロツェの謂う *Ersatz*(*補充 166P*)と関連づけて示唆的に申し述べておきました。「原始函数」（これは可能態としては複雑でも、端初においては現実態としては単純であり、しかも函数的普遍としての性格を具えております）と設定するプロセス、これはマルクスが「下向」に関して言う通り、それ自身としては学の体系的方法には属しませんけれども、やはり一定の学問的手続を踏むものであり、「闇からのピストル」ではありません。この場面では、帰納的分析法とか、公理設定法とか、従来のさまざまな方式が勘案されてしかるべきです。そして“原始函数”からの「上向」的開展の「論理」それも、存在論・認識論と三位一体的に統一された——従ってまた「批判」と階型的に統合された——論理が要件になります。」156-7P ここで、「三位一体性」の主張になっているのですが……。

第六信「原始函数」の整型と充当

この便・章は、新カント派のロツェやカッシーラーとの対話の中で著者独特の、展開になっています。函数的連関態論の核心的な展開です。

まずは、前便の押さえから、「前便では、ヘーゲルにおける概念的措定の“進展”の論理を悟性的論理との異同に即しながら把え返し、成素複合型の体系構成法と有機醸成型の体系構成法とを対比的に考え、さらには“原始函数”の充当的展開とでも呼べるタイプの構案を申し述べました。／成素複合型の悟性論理では学的対象の実態を把えきれないこと、さりとてヘーゲルのように論理性と歴史性を二重写しにする流儀にも無理が伴うこと、そこで有機醸成型のメリットを保持しつつ発生論的難点を除去する配備として“函数充当型”の体系構成法がありうること、この間の事情を綴った次第でした。」159P 二重写し批判というよりも、三位一体性批判として展開していくことではないかと思うのですが、このことは最初からわたしの課題としていることですが、まだ曖昧になったままです。

本便・章の課題として「本簡では、マルクスの下向・上向法をも念頭におきつつ、遡っては「端初」の設定をめぐるいつぞや問題にしていた次元も絡めて、議論を具体化して行きたいと念います。」159P

一 所謂「分類」および「抽象」の実相

第一段落——端初の設定の問題——分節化的統轄化 160-6P

「学理的体系というものは、複雑で具体的な対象の世界の実状を方法論的（「メトディシュ」のルビ）に“再構成”してみせる配備になっているということ、この点までは一般的に認められると思います。方法的な“再構成”にさいして、単純なものから複雑なものへ、ないしは、抽象的なものから具体的なものへ、この方向が採られることも通則であると申せませう。そして、この進行が、「原理」からの“説明的推理”と称される事態ともしばしば重なります。／爰で、“再構成”の起点におかれる——「単純なもの」＝原理の性格、および、再構成的進展の性格、これら二つの契機が問題にならざるを得ません。前者が体系的展開の「端初」の問題を形成します。」160P

原基の設定というところでの論攷に入ります。「整序された体系というとき、・・・・・・誰しも真っ先に連想するのが、(イ)生物の分類体系、(ロ)化学の元素体系、(ハ)親族の血統体系、などではないかと思えます。このほか、(ニ)数論での数の体系、(ホ)有機体の器官体系、(ヘ)機械装置の連動体系、(ト)軍隊や官僚機構などの組織体系を思い浮かべる向きもあることでしょう。同じく体系と言っても、(ホ)(ヘ)(ト)のたぐいは秩序立った組織的統合性というところにアクセントがあり、(イ)(ロ)(ハ)は分類体系性ということがポイントになるわけですが、迂生としては、やはり、これらを一連のものとして扱いたい気がします。「分節化的統轄化」とでもいいましょうか、分化と統合という相反するベクトルの緊張を孕みつつ体系づけられていることに徴してのことです。尤も、(イ)(ロ)(ハ)では分節性が目立ち易いのに対して(ホ)(ヘ)(ト)では統轄性が目立ち易いという比重の相違は否めませんが、両契機とも逸せないはずです。」162P と押さえ、「ここでは、しかし、まずは(イ)(ロ)(ハ)の三つの類型に即して議論をすすめてみたい」162P として、「「分類」ということは、それ自身すでに、学理的体系の一部と認められるか、そうでないとしても、学理的体系への第一歩として認められていると言えましょう。しかるに、普通に分類と呼ばれるものは、(イ)のタイプ、すなわち「類種分類」、(ロ)のタイプの「成素分類」、(ハ)のタイプの「系譜分類」、この三者で尽くせるのではないのでしょうか。但し、これらの三者は、全く同位同格というわけではなく、(イ)を支える手続が基礎になっているとも申せませう。／複数の諸個体を比較・校合して、幾つかの種に纏め、これらの種を比較・校合していくつかの類に纏めという仕方ではヒエラルヒーを形成していく手続、これによって「類種分類」がおこなわれる次第ですが、比較・校合とはさしあたり、「類似性」と「相異性」の較認にほかなりません。同一性と区別性という原理的次元は暫く措いて申せば、与件群を共通な規定性と別異的な規定性に即して弁別し、取纏めて行く。伝統的思念では、この手続における「共通規定」の抽出、裏返していえば「特異規定」の捨象、これが「抽象」(abstraction＝捨象)と呼ばれます。——先には、分類においてはいずれのタイプであれ、「(イ)を支える手続が基礎になっている」という言い方をいたしました。それは結局のところ「共通規定」の銘記と「特異規定」の閉却という手続、この意味での「抽象」が基礎的な手続をなしているという謂いになります——。」161-2P と展開し、さらに「単なる共通規定の抽出では不可であり、共通でしかも本質的な規定性の抽出を要するという、しかるに、所与の規定性が抽出すべき本質的な規定であるか、捨象すべき非本質的な規定であるかの判断

基準は、詮ずるところ所求の当該概念を置いては存しないこと、この故に、先取・循環に陥る次第です。——単なる共通規定ということに徹すればどうかという御意見もありうるかもしれませんが、そこまで後退しても事態は一向に改善されません。と申すのは、厳密に共通な規定など存在しないのが実情であり、一定の基準を持ち込んで異同(共通か否か)を弁別するというのが実際の手続でして、このさいの基準設定の場で先取・循環が生ずるからです——。このような事情もあって、アプリオリズムが提唱されることもいつぞや申した通りです。それでは「抽象」と呼ばれる手続の実態はどうなっているのか？ これを検討してみると「原始函数」の措定という議論とも直接につらなっていきます。そのかぎり、まずはこの論件から片付けていきましょう」162-3P と次段落・項に入ります。

第二段落——「抽象」と呼ばれる手続の実態 163-6P

「「抽象」と呼ばれる手続を純粹に論理必然的な手続であるかのように考えると、いずれにしても悖理を免れません。抽象とは、共通でかつ本質的な規定性の抽象であると称しても、それはむしろ結果に即した言い方であって、そのような過程的手続が自覚的に進行するとは必ずしも言い切れません。専門家がよほど特殊な問題場面で自覚的に遂行する抽象の作業は暫く別として、日常的に言語の使用が即自的に“抽象”を規定します。一群の対象が<人々>によって同一の詞(「ことば」のルビ)で呼称されているという共同主観的な事実、このことから同一の詞で呼称される対象群にはしかるべき本質的同一性が存在するかのような思念が生じます。人々が、或る与件を或る特定の詞で呼称することにはしかるべき事由があることは確かですし、そこに或る“本質的同一性”の意識が介在することも謂われなしとしません。がしかし、論理的に整理してみれば、そこには必ずしも本質必然的な一義的照応性は認められないのが実情です。……或る詞で呼称される対象群の画定は、学理的に反省してみれば、多分に恣意的であるにもかかわらず、人々は当該の対象群を同一種として扱いつつ“分類”をおこない、それをしかるべき“抽象”の結果であるかのように思念する次第なのです。尤も、或る与件を或る特定の詞で呼んで別の詞で呼ばないという弁別的な言語使用にさいして、十分明確な認識でこそなけれ、一定の種の同一規定性の認識が根底にあるのではないか、さもなければ安定した言語使用とその共同主観的な一致が成立しうべくもないのではないか。この問題次元に答えるためにはわれわれの対象認知がパターン化の構造を伴うということを論ずる必要が出てきます。そして、アプリオリズムの提出したプロブレマティックも、実は、このパターン認識ということに即して解決されます。がしかし、当座の議論としては、日常的な“分類”の進行とその安定は、パターン化された認識の分節とそれと相即的な言語使用の共同主観性に基礎づけられているものであって、——因みに、言語使用のありかたが対象認識の分節化の相在を逆に規定し返すことにもなる次第なのですが——、必ずしも自覚的な比較校合による「抽象」の所産ではないということ、とりあえず、この点まで申しておけば宜しいかと思えます。」163-4P と展開しています。

ここで、「ところで、先に棚上げしておいた学理的・反省的な抽象とそれにもとづく分類の場合、これは通常、日常的に既成化している分類の補修(ないしは、そのようにして成立した既成の学理的な分類に関する更なる補修)というかたちでおこなわれる次第でして、ここでは既成の分節態に見出される徴表をベースにしつつ、自覚的な作業が進捗します。そ

のさいには徴表体系の“洗い直し”がおこなわれるわけで、おそらく、“典型的”な徴表内容に定位した理想化(「イデアリジーレン」のルビ)の所産が基準にされるかたちになります。ここでの認識過程は、論理的には一種の飛躍を含み、“洞察”(Einsicht=洞見)による類型の設定=仮設が契機になる筈です。そこから、「本質直観」といった議論が生じたりもしますが、それは決して特異な認識機能ではなく、認識が一般に呈する構造の機制、つまり、所与を或るものとして覚知するという機制における意味的所知の一斑にはほかなりません。——この「意味的所知」は、比較その他の過程に機縁づけられているにしても、論理必然的な分析の所産ではなく、直覚的な洞見であり、また、意味的所知がそれ自身として明晰判明な表象のかたちで泛かぶわけでもありませんが、対他的な区別と統轄の相で意識されます。——自覚的に整序された徴表の体系とそれに照応する対象群の統轄、この分節的統合系において、それぞれ一定の徴表のもとに統轄されている対象群を、それらの徴表の共通規定を新たな徴表としつつ一括する過程が生起するとき、当の「共通規定」=「新たな徴表」の措定を「抽象」と呼ぶ、という具合に人々は思念しております。」164-5P、と展開しています。なお、「意味的所知」ということは、『存在と意味』では、「所識」になっている旨、前のノートからの持ち越し事項です。

更なる展開、この項のまとめの文です。「同種・他種の他者との“分類”的比較を抜きにして(或る個体だけを単独に注視しつつ)そのような過程が進捗するということは、実際にはありえないと思います。分類としての分類でこそなけれ、類同化種別化という対他的な比較の過程を場にして、そこではじめて「抽象」が進捗すると思うのです。——日常的には、しかも、当の類同・種別の整序系がすでに言語的使用と相即的に既成態となっております。……—。ところで、自覚的な抽象ないし分類の場面で、或る規定性が徴表として明識され、この徴表を共有する対象群が統轄される場合、その過程で徴表そのものが変更されるケースもありえますが、ともかくも弁別の基準とされる仮設的な徴表の明識がポイントになります。迂生としては、ここにいう「徴表の明識」は、上述の通り、対他的な比較校合の過程に機縁づけられてはいるが、一種の直覚的洞察であり、論理的には一種の飛躍に俟つものだと考えます。(しかるに通念では、対他的な比較校合の過程を通じての論理必然的な抽出によって当の徴表が劃定されるものとみなされており、それが「抽象」と称されます。そして、その場合には、論理必然的な抽出の基準をめぐって、循環と先取のアポリアに陥る次第です)。機縁となる過程は比量的でも、基準となる徴表の洞見的仮設が契機になっており、そのかぎりですべて「抽象」は論理的必然性ではないということ、このことを銘記しとかからねばなりません。」165-6P

第三段落——ロツツェの「補完」ということの援用 166-171P

「徴表的規定性の洞見的明識にもとづいてそれを共有する対象群が統括され、さらに、それら諸群を統括する共通の規定性が明識化されていくという進行によって、いわゆる「抽象の階段」の上昇が生じます。そのことによって、次第に、より抽象的でより普遍的な概念が形成される、と称されます。だが、抽象的・普遍的な概念の形成とは、果たして、共通の規定性の抽出、非共通の規定性の捨象という単純な事柄でしょうか。ここで、前々便このかた折りにふれて示唆しましたヘルマン・ロツツェの「補完」(Ersatz)ということが問題になります。」166-7P この項は、著者の「函数的聯関態」モデルの突き出しへのロツツェ・

カッシーラーの援用の箇所です。これをカッシーラーの『実体概念と函数概念』の山本義隆さん訳の草稿を譲り受けての援用となっています。訳本ですが購入して積ん読しているので、原本に当る必要性を感じているのですが、おそらく「果たせぬ先送り」になりそうです。

さて、ロツツェの引用を含むカッシーラーの引用です。「 $p_1p_2:q_1q_2$ という相異なる種では相異なる徴表を単に<省略>することが規則を成すのではなく、省略された特殊的諸規定のところ、その個別的種が p_1p_2 や q_1q_2 であるような普遍的徴表 P や Q が代置されるのである。これに反して単なる否定の手續では、ついには一切の規定性全般の無化に到り、われわれの思惟は、そのさいには概念がそれを意味することになる論理的無から具体的な特殊的諸ケースへの<還路>をまったく見出すことはできない始末になろう。[ロツツェ『論理学』第二版、ライプツィヒ、一八八〇年、四〇頁以下]。ロツツェが茲でランベルトが数学的概念の例に即して鋭く定式化した当の問題に、いかにして、新しい側面から、心理学的考察にもとづいて接近したのかが見て取れる。ここに与えられた手順を最後まで推し進めて考えていけば、概念の形成に際して抜け落ちてゆく個別的徴標の代りに件の徴標が個別的規定として属しているところの<総体(「インベクリック」のルビ)>を視野に収めよという要求に導かれるのは明らかである。われわれが特殊な色彩を度外視できるのは<色彩一般の全体的系列>を基本的図式として保持しつつ、われわれの形成する概念がそれとの関連で規定されているものと考えるときに限られる。この総体が現出するのは、しかし、われわれが<不変的>個別的徴標の位置に、様々な徴標のとりうる、可能な値の全体を代表する<可変的>な項を代置することによってである。特殊的規定性の<脱落>が純然たる否定的な過程であるかのように見えるのは外見上のことにすぎないということが、ここではおのずと明らかである。このような仕方であつたかのように見えるものは、じっさいには、他の形で<他の論理学的範疇のもとで>確保されているのである。規定性というものは、不変な徴標、つまり、事物とその諸性質というもので尽くされていると思ひ込む場合には、たしかに、あらゆる概念的一般化がとりもなおさず概念的 content の貧困化を意味するかのように見える。だが、概念が事物的な存在から謂わば解放されるにつれて、反面では、概念のもつ固有の機能的・函数的(「フンクチオナル」のルビ) (*Funktional*)な能作が浮び上がってくる。固定的な諸性質が、可能的諸規定の全体を一度に見渡すことのできる一般的な規則で置換(*ersetzen* 補完)されるのである。この変換、論理的「存在」の新しい形式へのこの置き換えが、抽象ということの本来の積極的能作をなしているのである。われわれは、系列 $aa_1\beta_1, aa_2\beta_2, aa_3\beta_3, \dots$ からその共通成分 a へと直接移行するのではなく、個別項 α の全体が x という可変的表現で、項 β の全体が y という可変的表現で与えられていると考える。こうしてわれわれは全体系を axy という表現にまとめあげ、これに連続的変化を施すことによって、系列項の具体的全体を導くことができ、このようにして、当の総体の結構と論理的分節とが完全に現されるのである」云々。(< >内は原文での強調箇所です)。

168-9P

著者・廣松さんの注釈として「文中ランベルトに言及されている論点は、カッシーラーがヘーゲルの「具体的普遍」に論及する直接的な前梯となり、さなきだに彼の謂う「函数概念」が「実体概念」といかなる含みにおいて対蹠(たいせき)的であるかをゆくりなく示しております……………」169P この後、カッシーラーのランベルトへの論及が続いていま

す。数学的概念で、特殊が省略や消去されるのではなく、代置・補完という形で保存されているというような展開になっています。

ここから著者のこの節のまとめには入ります。「抽象」と呼ばれる概念形式の能作は、日常的にはなるほど、共通規定の抽出、別異規定の捨象という相で思念されているにしても、そしていわゆる“類表象”なるものは多分にそのような所産であるにしても、学的な概念の名に値する程のものは決してそういう単純な残渣ではないものと了解されます。抽象を通じて形成されると称される学理的な概念は、真実態においてすでに、個別的規定性を変項化する「補完」、そのことによる一種の「函数」的成態化に俟つものであること、この点はロツツェやカッシーラーが指摘する通りだと思います。」171P

二 系列的整序の諸相と函数概念的補完

第一段落——反芻的とらえ返しと「分類」的体系化の実態の分析 172-3P

前節の反芻的とらえ返しから始まっています。「抽象」というより「分類」にさいしては、統轄基準となる徴標の規定性の洞見の設定が鍵鑰(けんやく)をなすことは嚮に見た通りです。そして、徴標の規定性の「固定的な諸性質が、可能的諸規定の全体を一度に見做すことのできる一般的規則で置換される」ことにおいて函数的概念が形成されるということ、「概念の特徴的契機をなすものは、表象像の普遍性ではなく、<系列原理>の普遍妥当性であり」、「真正の概念が与えられるのは、特殊を統合するための或る不変的な<規則>そのものである」ということも判りました。」172P

そして、「分類」的体系化の実態の分析に入っていきます。

「常識的にいえば、(イ)の「類種統合体系」、(ロ)の「成素的合成体系」、(ハ)の「系譜的整序体系」において、縦の系列原理としては、それぞれ、(イ)「普遍—特殊」、(ロ)「複雑—単純」、(ハ)「先祖—後裔」の関係が、そして、横の配列原理としては、それぞれ、(イ)「同位的諸種」、(ロ)「同格的成体」、(ハ)「同輩的胞族」の位階が構図を画します。——先には、「特殊から普遍へ」という列に定位して、共通の規定性の「抽象」ということを分類一般における認識上の基礎的な手続として問題にしましたが、この手続は存在観のうえでは「単純—複雑」の成素的合成相を前提にしていると申せます。ここでは、この存在観上の前提的了解、敢えていえば、そこで前提にされている世界像を対自化しつつ、(イ)(ロ)(ハ)の内面的な相互連関を見据えておきたいと念います。」172-3P として、続く段落へ移行します。

第二段落——分類的体系化の相互連関(1) ——(イ)と(ロ) 173-7P

「与件のそなえている規定性を類似・別異に即して選別するという手続は、与件の規定性が全一的なものではなく、解離可能なものであることを前提にしており、このかぎりでは「性質」ないしは「実質」に関する「成素複合型」の存在観を前提にしていると申せる次第です。がしかし、(イ)の「類種統合体系」と(ロ)の「成素的合成体系」とでは、全く一様というわけではありません。(イ)の「普遍—特殊」と(ロ)の「複雑—単純」の系列原理は、同じく成素複合型といっても、さしあたっては、同列に扱えない面があります。／日常的思念においては、基体的実質と附帯的性質とが実体と属性という相で区別して意識されるのではないのでしょうか。そして、(イ)の分類においては、「属性」に定位した統轄がおこなわれるのに対して、(ロ)の分類においては「実体」に定位した分類がおこなわれます。勿論、属性と実体とは分断してしまうわけにはいきませんし、いずれにおいても両契機が視野に

収められているには違いありません。けれども、直接的な着眼は、前者では“属性”、後者では“実体”だと言えるように思います。少々極端な言い方をすれば、(イ)においては、基体的実質は一貫して同一であり、もっぱら性質の相違が対象群の序列を形成するかのように思念され、(ロ)においては、附帯的性質はさながら偶有的であり、もっぱら、基体的実質の相違が対象群の序列を形成するかのように思念されます。／このような思念の構図下にあつて、(イ)の体系では最上段に位するものが、当の系列中、最も単純で、最も普遍的で、且つ、最も抽象的な存在とみなされます。他方、(ロ)の体系では、最下段に位するものが当の系列中、最も単純な存在とみなされることは確かですが、それが果たして普遍的とか抽象的とか言えるのかどうか、この点は遽(にわか)には言えません。窮局的な単純成素が複数存在する場合には、最も単純な成素たるアトム(ないし「元素」)はそれ自身特殊かつ具体的存在であつて、必ずしも普遍的・抽象的な存在ではないことになります。この場合には、対象界は、単純であるが特殊・具体的な成素から複合されているという表象になるわけです。しかしながら、成素複合型の分類体系においては、常に必ずしもアトミズムないし多元素論の立場が採られるとは限りません。窮局的な成素の実質は、単元的であるという考え方もあり得ます。この考え方を採る場合には、窮局的な実質的要素に性質が加わることにおいて、成素が形成されることになるわけで、実質的な単元的要素は普遍的で且つ抽象的ということになります。翻つて(イ)の場合、最上位の類は一つなのかどうか。もし幾つかの Kategorie(最高類概念)が並存するのだとすれば、それら複数の類は、厳密には普遍的でないことになりましょう。単一の類へと上昇がおこなわれる場合にかぎつて、最高類が普遍的な存在とし認められる所以となります。」173-4P 「元素」の例を「素粒子」にするとどうなるのか？

さらに論攷は進みます。「こうして、今や、(イ)においては単一の類への上昇的階梯が確立し、(ロ)においては、単一の元素への下降的階梯が確立した場面で考え直してみましよう。後者(ロ)では、基体的実質は窮局的には単一の元素であつて、諸々の定在が岐れるのは附帯的な「性質」の差異に応ずるものとみなされるわけですから、成素的複合というのは突き詰めて考えれば「性質」(もちろん「実質」に担われた)の複合ということになります。翻つて、前者(イ)での「普遍—特殊」の階段を降りるのは、「性質」の複合と相即します。(イ)においては、上昇に伴つて基体的実質が通(「てい」のルビ)減するという考え方もあり得ますが、単元的実質が一貫している考えるほうが素直でしょう。——こうなりますと、(イ)であれ(ロ)であれ、同じ実質が一貫していて、性質が種別化の原理になります。ここで謂う「実質」と「性質」は、伝統的な用語法では、「質料」と「形相」と呼ばれるものにほかなりません。ここでは、分類のヒエラルヒーは、窮局的な単純質料に、諸々の形相が複合的に累加されることによって成立することになります。／このさい、形相はそれ自身の内在的規定性において「普遍—特殊」「抽象—具体」の階梯を形成するのでしょうか？ それとも、形相＝性質それ自身としては「単純—複雑」という成素的複合の秩序系列を形成するにすぎないのでしょうか？ ……形相・質料の成体に注目すれば、それらの成体群は慥かに「普遍的—特殊」「抽象的—具体的」のヒエラルヒーを形成することが認められます。が、それは、契機をなす形相の「単純—複合」に応ずるものと申せましよう。つまり、単純な形相(したがつて共通度の高い形相)を帯びている成体が「普遍的」「抽象的」

であり、複合的な形相を帯びている成体が「特殊的」「具体的」ということではないでしょうか。そもそも単純のか複合のかということは所与の形相をそれ自身として内在的に分析してみれば“判り”ますが、「普遍—特殊」「抽象—具体」ということは他者との比較関係においてしか言えないことであって、直接的な内在的規定ではありません、単純な形相と複雑な(複合された)形相とを対比関係において、前者を帯びているものを「普遍的」「抽象的」と呼び、後者を帯びているものを「特殊的」「具体的」と呼んでいる。これが実状であるように見受けまます。・・・・・・「普遍—特殊」「抽象—具体」ということは、元来は内包的規定性に即した関係だということを忘れないでいただきたいと念います。」174-6P として、この項の纏めに入ります。「こうして、(イ)「類種の統合体系」と(ロ)「成素的合成体系」とは——常識的には全く別々の分類体系だと思念されているにせよ、そして実際、日常的な場面では両者を一応区別する必要があるにせよ——、基本的な論理構制を突き詰めていくと、結局は同一の型に帰趨します。そこでは、基体的実質(質料)は窮局的には同一であり、附帯的性質(形相)の成素的複合に応じて对象的諸定在が階梯的に岐れるものと了解されている所以です。この言い方は、但し、系列原理の型に即した概括であって、実際の理説は様々な形態を採ります。質料だけでなく、形相をも自立的な実体と認める立場もありますし、また、質料と形相との可能的結合体のうち実在するのは特定のものに限られるとする立場もあります。実念論の立場では普遍的・抽象的な形相も実在すると考えますが、唯名論の立場では個体とその分枝の次元しか実在しないと考えます。また、原子論や多元素説では——論者たち自身は必ずしもこういう言い方をしませんけれど、先の構図中に位置づけて言えば——、或る次元での形相・質料の成体とその複合しか実在しないと考えます。という次第で、先の「成素複合系列」のうち、実在するのは特定の階梯系だけであって、それ以外は単なる思考上の抽象、単なる概念上の系列とみなす立場も存立するわけです。しかしともあれ、実体と性質という二契機から対象が成立してるものと考え、この実体主義のもとで、共通の規定性をそなえているものを類同化していくという手続によって系列化的区分がおこなわれるものと思念されるかぎり、(イ)も(ロ)も、結局は成素複合型の整序に帰趨することになります。」 176-7P

第三段落——分類体系的相互連関(2) ——(ハ)

ここで(ハ)の「系譜的整序体系」に入ります。「ここでは「先祖—後裔」の関係が系列原理になっております。(イ)では「類—種」、(ロ)では「成素—複合体」という別次元の存在体の関係であったのに対して、(ハ)では、親族関係の場合など、先祖も後裔も個体であり、そのかぎりでは同次元の個体どうしの関係であるように思えます。ここには「普遍—特殊」「抽象—具体」といった関係は存立しないかのようにも思えます。だが、果たして、これで押し通せるでしょうか？」 177P と、問います。「系譜的整序体系」には、生物進化論的な系列ごときものや、一個体における受精卵から諸器官組織への分化的系統を整序した体系のごときものも含まれます。そして、ここでは「単純—複雑」の系列がみられますし、射影のとりかた如何では一種の成素複合に類する構制すらみられます。このたぐいのものをタイプスとする場合には、家系図や親族体系のごときは、先祖と後裔とのあいだに「単純—複雑」の度の差異がない特殊ケースとみなすことも可能です。ここでは敢てこの措置を取り、単細胞生物からの進化論的な系譜体系をタイプスにして考えることにしましょう。」

177-8P として、「これを見定めるためには、先の(イ)(ロ)の場合と対比してみるのが便利です。」とこの項に踏み入っていきます。

まずはおさらい、「顧みますと、(イ)(ロ)においては、実質と性質とから対象が成っているという実体主義的な存在観に立脚して、窮局的には同一的な質料に、諸々の形相が成素複合的に附帯することにおいて対象群が成立するという了解が含意されておりました。そして、そこでは、分類的系列化の原理的手続として、共通的規定性の抽出的統轄が私念されていたかぎり、——念のために爰で申し添えますと、先にみたロツツェヤカッシーラーの指摘を俟つもでもなく、これは必ずしも実態に適うものではありませんけれど、もう暫く常識的な思念に追隨して議論を進めます——、対象の規定性は結局のところ成素複合的な相で了解され、そのことに負うて、対象群の「普遍的—特殊的」「抽象的—具体的」という系列化が、形相的規定性の「單純的—複合的」という構制に照応したのです。このさい、しかも、当の成素的規定性=形相は、それ自身としては自己同一性を保つこと、不易的であること、変化相はそれら不易的成素の結合の在り方の差異にもっぱら基因すること、要言すれば、形相の不易性が含意されて所以となります。」ここから(ハ)に関する直接的論致に入ります。「しかるに、(ハ)の場合には構制を異にします。成程、系譜的整序体系が既成態として現前する場合、成素複合型の構図に投影することが可能であることは先刻も認めた通りです。しかし、それはあくまで結果についての悟性的な措置であって、「先祖—後裔」の如実の関係を把え切れません。「先祖」は「後裔」を産む(厳密に言えば、先祖は自己転化を遂げて後裔に成る)のであり、外部から成素を寄せ集めるわけにはいきません。既成の成素的形相が周囲に転がっているわけではありませんから、「先祖」という形相・質料成体は、自己分化・自己転成によって、「後裔」を厳正させるのでなければなりません。ここでも、窮局的質料は純一だとしますと、形相そのものが可易的了解される所以です。「先祖」はそれ自身のうちに「可能態」の相で「子孫」の形相を含んでいるという表象がここに要請されます。そして、原始的祖先は、転成して子孫になるにせよ、一貫して当の転成的系列を形成する当体ですから、転形しつつも当体的自己同一性を保持します。この意味において、系譜系列の諸分枝が斉しくそれ(の定在形態)であるという相で、原始的祖先は「普遍者」であり、それ自身としては諸々の具体者ではないかぎり「抽象態」であり、分化の端初としても最も「單純なもの」であることとなります。こうして、原始的祖先も、「單純体」「普遍者」「抽象態」であり、形式的にみれば成素複合型の系列の端初項と同趣になりますが、しかし、形相そのものが可變的であること、この点において決定的に異なります。「祖先—後裔」という系列原理の特質は、まさに、形相そのものの可變性(厳密に言えば「形相そのものの」という言い方には問題が残りますが)、この可變性と相即的に祖先が可能態においてすでに後裔であるとい点に存すると申せます。」179P と展開し、この段落・項のまとめに入ります。「系譜的整序体系」は、右の特質に徴して、家系図流のものをも包摂しつつ、総じて、前便で問題にした「有機的醸成型」の構制になっております。そして、(イ)の「類型的統合体系」と(ロ)の「成素的合成体系」が、一見懸隔しつつも、共に「成素複合型」の構制になっていることは先に見定めておいた通りです。」178-9P

第四段落——分類的体系化の相互連関(3) ——まとめ「函数充当型」への止揚 180-3P

この便のこれまでのまとめ「本便では、分類的体系の三つのタイプ、すなわち、(イ)「類

型的、(ロ)「成素的」、(ハ)「系譜的」の論理構制を検討することによって、以上の範囲でひとまず(イ)(ロ)が「成素複合型」(ハ)が「有機醸成型」に帰趨することを確認しました。先に列挙しておいた(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)も結局のところ、これら二つの型に還元できる筈です。……／……以上では、これら二つの型の区別性を述べたかたちになっておりますけれども、これら二つの型ですら事実には同一の構図に記入することを示し、その地平において「原始函数型」の端初措定を顕揚することが狙いなのです。そのための下準備として、ロツツェ・カッシーラーの「函数的補完」を援用し、他面では、「単純—複雑」「普通—特殊」「抽象—具体」の並行性の存立機制に多言を費やしてきた次第です。」180P

いよいよ、著者自身の主張的論攷に入ります。「さて、今や、旧来における体系構成法の二大基本型たる「成素複合型」および「有機醸成型」の論理構制が「函数充当型」に止揚されていくことを論定し、そのことに即して、体系的展開の端初の設定法を対自化していく段取りです。」180P とし、踏み込んでいきます。「成素複合型の論理構制を採る論者たちは、「抽象の階段」を昇るにさいして、特異的諸規定を捨象しつつ共通な本質的規定性を抽出するという手続で「抽象的」「普遍的」な単純態を得ている心算でも、学理的体系では「函数化的普遍化」をおこなっているのであること、そのかぎりにおいてのみ「階段」を降ることが可能になっていること、これはカッシーラーの指摘する通りだと申せましょう。成素的分割のさいにおいても、決して単に成素を純粹に抽離するのではなく、——化学者の定性分析ならいざ知らず、概念的措定の場合——対他的な結合関係の在り方を“変項”化して「補完」するのであり、このゆえに、再生的複合化の階段を登ることが可能になるのだと思われまふ。畢竟するに、成素複合型の体系構制において、原理的な定在たる「抽象的」「普遍的」な「単純態」の措定と称されるものは、学理的な概念体系の場合、論者たちは自身が思念する相での“抽象化”ではなく、実際には“函数化”的措定にほかならないわけです。翻って、有機的醸成型の論理構制にあっても、原始的な祖型たる「抽象的」「普遍的」な「単純態」として思念されているところのものは、省みれば「祖先」という定在そのものではありません。実在する「祖先」そのものは、なるほど単純な定在であるにしても、それはあくまで、特定の時と所に定在する特個的・具体的な存在であり、「普遍的」でも「抽象的」でもありません。有機的醸成型の論理的構制において真の端初=原基をなすものは、現実的に定在する祖先というよりも、当の系譜列の各項が斉しくその定在諸形態であるごとき当体であり、それは可能態の相で全展開相を“含んで”いるごとき存在の筈です。この原基は原始祖先そのものとしばしば二重写しにされますけれども、歴史的に定在する祖先はすでに当の原基が原初的に現実態化したものであり、そのまま重なるわけではありません。……論者たち自身は、この函数的措定態を以って「祖先」という特個的な定在であるかのように物象化して表象しておりますけれども、従って、論者たち自身の思念では端初項は決して函数概念的な措定態ではないものと主張されますけれども、われわれの見地からみれば、所詮は函数化的に措定された「普遍的」「抽象的」な「単純態」にほかならないわけです。」180-2P と押さえ、マルクスとヘーゲルからこの論攷をとらえ返します。「爰で、マルクスが「下向」によって到達し、「上向」の出発点に据えるアルケーが「単純」「普遍」「抽象的」という性格規定を与えられていたことを想起されるかと思えます。マルクスが、彼の端初を立言するさいに、函数化的普遍というようなことを意識し

ていたかどうかは別問題です。しかし、そもそもヘーゲルの概念論、彼の謂う「具体的普遍」の存立機制が、われわれの見地からいえば際立って「函数的」であることまでは異存なく認められると思います。——・・・・・・・・因みにカッシーラーも、ヘーゲルの「具体的普遍」のうちに、函数概念の構造を読み取っております——。そしてヘーゲルの「具体的普遍」の構制を最も明確に継承したのがマルクスであるということ、この点についても大方の見解が一致するところです。」182P と展開し、この節のまとめに入ります。「ところで、マルクスは「端初」(=原基=原理)を設定する「下向」そのものは学的方法に属さない旨を述べております。ここは、勿論、マルクスの諸説そのものを論材とする場所ではありませんけれど、併せて留意を求めておきたいと念います。迂生も先の行文中、「分類的整序において機縁となる過程は比量的であっても、基準となる徴表の設定そのことは洞見的(einsichtlich)であり、そのかぎりで、いわゆる「抽象」は論理必然的ではない」旨を申しおきました。」と書き置き、次の節につなげる文を書いています。「今や、この論点とも絡めながら、“原始函数的”な原基の措定とそれの充当的展開という方法を直接的な主題とし、函数充当型の体系構成法を対自化したいと思います。」162-3P

三 「原始函数」整型の洞見性と相対性

第一段落——上向的展開の原基となる“原始函数”を整序する手続 183-5P

「上向的展開の原基となる“原始函数”を整序する手続は、マルクスに倣って言えば、研究の方法には属しますが、体系的叙述の方法の埒外にあります。ということは、しかし、“原始函数”は得手勝手な方法で設定してもよいということの意味するわけでは毛頭ありえません。それでは“原始函数”の整序はどのようにしておこなわれるのでしょうか？」183P とこの項の問題設定として問います。「学理的体系においては、それが対象界を方法論的に“再構成”してみせる配備になっている以上、一定の整序体系が予想されます。このことは分野ごとにも言えますので、そのかぎりでは領域的な整序体系が岐れ、それに応じて領域的アルケーが設定される所以ともなります。そして、諸学のアクチュアルな現場では、整序体系のありかたが全く一様というわけではありません。基幹的には一様であるにしても諸学に応じた具象的な方法論が求められます。ここでは、しかし、敢て抽象的・一般的に構図を問題にすることで次善とせざるをえません。・・・・・・・・。／偕、原理から出立する体系的論述にあつては、整序体系はあからさまに既存するわけではなく、——即自的に、ないし、フェア・ウンスに、可能的に既存するにすぎず、——原理そのものの展開によって整序体系がいわば産出されるかたちになります。マルクス式に言えば、具体的なものが現實的・歴史的に産出されるわけではないが、「精神的に具体的なものとして」「再生産」されるかたちをとります。しかし、このことが可能なのは、「われわれ」ないし「著者」が既に当の整序体系を知っていることに負うてであり、「著者」においては、原理の設定は体系の整序と相補的です。そして「原理」は体系的内容に対して抽象的普遍的でしかも単純であることを理想とします。」183-4P と展開し、さらに「“原始函数”の設定は、しかし、決して単に既成の分類体系、既成の整序体系を極限にまで伸長するだけで済みません。既成の分類的整序体系では、実体主義的発想に禍されて、しばしば捨象的省略に終り、函数的補完性が逸せられておりますし、項の対他的反照規定を悟性的に看過して、函数的に繰り込んでおりません。前便で見ましたヘーゲルの謂う「照映」や「反照」、これを概念的に

把え込むためには、実体主義的区画を卻けて、よほど慎重に函数化しなければならないことはあらためて絮言を要しないと思います。」184P と押さえて、この項の最終的論述に入ります。「こうして、既成の分類の整序体系(これには当然「命題」次元での分類の整序も含まれます)を手掛りにしつつも、洞見的に“函数”の型を仮設するにさいしては、各分枝とその関係態の把え返しが要件になります。“原始函数”の措定はその極北に位するわけですが、しかし、いかなる体系的原理といえども歴史的・社会的・文化的な相対性を免れえませんし、マルクスが対自的に執っております通り、実際的問題としては、先行する理論体系の諸原理を措定し返すという域を幾何(「いくばく」のルビ)も出ることができないというのが冷徹な現実であることを否めません。パラダイム転換と謂い、飛躍と言っても、そのゲシュタルト・チェンジは、事実過程の次元でいえば、——ユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学、ニュートン力学と相対性理論のなどの例を想起するまでもなく——先行理論との共有面が大きいのが通則です。但し、事実的におけるその“小さな”変更が、時としてゲシュタルト全体を一変させるわけで、学説史的評価の次元でいえば、先行する理論的原理の部分的変換による再措定が新地平の開示と相即することもありうる所以です。マルクスが「上向」の起点の設定にさいして、先行理論の達成との関係を述べている論趣は、当世風にいえば、右のような含意になっているように思います。マルクスの場合、しかも、「上向」の起点の設定、つまり、「下向」の過程そのものは学の方法に属さない旨の対自的表明にさいして、プラトン・アリストテレス・ヘーゲルの端初論を念頭におき、上向の起点はたかだかエンドクサの域を幾何も出ることができないという歴史的・社会的・文化的な相対性を含意しているように見受けられます。学理的展開の原基たる「抽象的・普遍的」な「単純態」を“原始函数”のかたちで下向的に措定するにあたり、これらの点ではマルクスの鑿(ひそ)みに倣うべきだと考えます。」184・5P

第二段落——構図的・一般的次元でのスケッチ

まずは反芻的おさらいと次章以降の課題の提起「“原始函数”の整序は、いかに周到におこなわれるべきだとしても、所詮は論理必然的な定位ではなく、マルクス式にいえば、「学の体系的な方法」の内部には属しません。それにひきかえ、原基として整型・定位された“原始函数”から出発して、その充当的な展開としておこなわれる体系的論述は、まさに体系構成そのものであり、方法論的に整備されることが是非とも要求されます。／これはわれわれの弁証法的展開の論理にもほかなりませんし、そこでは「当事主体」と「われわれ」、それに「著者」と「読者」といった契機も絡めた対話的構制が問題になり、遡っては、そもそも論理とはなんぞやということの省察から必要になります。という次第で、この課題については次箋以下に亘(わた)って順次に応えていくほかはありませんけれど、ここではとりあえず構図的・一般的次元についてのみ一端を申し述べ、後便への前延をしつらえておきたいと念います。」185・6P として、この節の内容に踏み込んでいきます。「本箋では、これまで対象の分類や概念的秩序の次元に即して議論を進めてきました関係で、命題の次元、つまり、「主語—述語」成体の場合は括弧に収めたままになっております。しかし、学理的体系とはそもそも「命題」体系にほかならず、学理的展開とは賓述的進展にほかなりません。それゆえ、何は措いてもまず、ここでは「主語—述語」構造というよりも「主語」と「述語」との関係について考え、函数充当型の展開における「主—述」関係の存立構造

を問題視にする必要がある次第なのですが、とりあえず、あの「分類」型と相即する議論から始めるとしましょう」186P として「哲学的には「主語」とは何か、「述語」とは何かということからして大問題ですが、これは暫くブラック・ボックスにして、両者の関係についての伝統的・常識的な思念をあらかじめ省みておきます。／命題ないし判断における「主語—述語」関係について、伝統的な考え方はさしあたり二つの形に岐れます。「犬ハ動物である」という命題を例にとりて申しますと、(イ)主語で表わされる「犬」という種が述語で表わされる「動物」という類に下属するという関係を述定するという考え方、(ロ)主語で表わされる「犬」という実体が述語で表わされる「動物」という性質を帯有するという関係を述定するという考え方、さしあたり、この二つに岐れると申せます。」186-7P

ここから(イ) (ロ)二つに関する展開です。「一者(イ)は「類—種—個」(「普遍—特殊—個体」)というヒエラルヒーにおいて、より下位のものを主語、より上位のものを述語としつつ、下位のものが上位のものに包摂される関係に則ります。ここで「外延」(つまり、或る概念で呼称される諸対象、その範囲)というテクニカルタームを用いて言えば、主語概念の外延が述語概念の外延に包含されることの表明です。これは、また、主語で表わされる「集合」(の元)が述語で表わされる「集合」(の元)に含まれることの表明、と言い換えることもできます。が、要するに「普遍—特殊—個体」(「類—種—個」)という分類の秩序体系において、下位に立つものを主語、上位に立つものを述語にしつつ、前者が後者に下属することの認定が事の眼目になります。／他者(ロ)は「実体」と「性質」との関係に着目するものですが、もう少し分析していえば、主語で表わされる実体のもつ性質のうち述語で表わされる性質があることの表明になります。ここでは、主語で表わされる実体のもつ性質を謂わば成素的に分出して、それを明示的に表明するという構造が見出せます。ないしはまた、述語で表わされる成素的性質を主語(たる実体にそなわっている諸性質)に合成する構造を呈します。ここでは、いずれにせよ、性質群に関する成素複合型の分類の秩序体系が構図を画するわけです。そのことに負うて、「内包」(つまり、或る概念の内容的規定性)に即していえば、概念の内包に述語概念の内包が含まれていることの表明になります。」187P と押さえたところで、(イ)と(ロ)の関係を押さえる作業に踏み入ります。「こうして、(イ)ではさしあたり、実体面に注目しつつ成素とその集合体の包摂関係、(ロ)ではつまるところ、性質に注目しつつ成素とその複合体との包摂関係を認定するかたちになるわけですが、両者は結局のところ重なり合います。」187-8P ということ、*名詞の形容詞化、形容詞の名詞化の例を示して*「(イ)の「外延主義」と(ロ)の「内包主義」との区別は、決して相容れないものではありません。」188P とし、この便のまとめの作業に入ります。「(イ)「類種分類体系」と(ロ)「成素的分類体系」とが、根底的な論理構制においては——「性質」(形相)に関する「成素複合的秩序体系」という同一の構制に——帰一することを指摘し、「成素複合型」として一括した経緯(173P)を茲であらためて想起して下さると念います。とすれば、併せてもう一つの「有機醸成型」をも連想して頂けると思うのですが、ここでの「主語—述語」関係は前便で申し述べましたように、それがヘーゲル的な形態をとるさいには、原基たる主語＝実体＝主体が、原始分割的に自己を分化・定立するという相をとります。」188P と押さえ、次の便・章につなげる話をしていきます。「因みに、実体主義的発想のもとに「実体—性質」の関係(ないしは「実体」どうし、「性質」どうし)の関係で「主語—述語」関係

を論ずるのとは異なり、関係主義的発想のもとに把え返して論ずる作業は相当に厄介です。このことは「函数」においては「主語」と「述語」とがどう定位・表現されるのか、——記号論理学者流の安直な議論に追随するのであればともかく——この一事を想っただけでも御諒解いただけるのではないのでしょうか。今や、「主語」および「述語」というブラック・ボックスの内部に立ち入って再検討を要する次序なのです。」 188-9P

たわしの読書メモ・・ブログ 657

・青木美希『なぜ日本は原発を止められないのか?』文藝春秋 2023

青木さんの本は3冊目。インタビューをとり、それを元に記事をまとめていくという手法に忠実に、また権力への監視というマスコミの役割を果たしていく、そして、被害者に寄り添い、その悲しみ怒りと共振した記事はまさにジャーナリズムの精神そのものを体現しているのではないかと思います。この本は、原発問題の全体像や核心的なことを押さえ、判り易い入門書的にも使えます。原発問題の入門書的なことで一冊を敢えてあげるとしたら、この本になるのではとも思っています。そして、マスコミが権力への監視ということで、その役割を担えなくなっている現実にあがらって苦闘している状況になっています。大手マスコミを退社してフリーになっていく記者が増えていて、その状況もこの本から読み取れます。この本の出版は、全国紙の社員を退社することになるかもしれないことを覚悟して、それでも、そのマスコミをなんとかしようという思いをもって、その会社名を書かないことで出されています。ここにも危機が現れています。

最初に目次をあげておきます。

目次

はじめに

第1章 「復興」の現状は

不帰の人／除染後も鳴るアラーム／イノシシに荒らされた家屋／2時46分で止まったままの掛け時計／「放射能を浴びてきたんだから寄ってくるな」／「災害公営住宅」に移住者?／50%が浪江町に戻らないと決意／14歳の中学生が自死

第2章 原子力専門家の疑問

原発は「期待が大きい、不確実性も大きい」／「20代、30代だけでも免震棟にあげろ」／4号機核燃料1535本が危機に／吉田所長「我々のイメージは東日本壊滅」／なぜ4号機のプール内に水があったのか?／公開が遅れたSPEEDIの予測データ／がんの労災認定はわずか11人／事故直後でも原子力に固執

第3章 原発はなぜ始まったか

正力松太郎 vs. 湯川秀樹／事故を引き起こした要因／「過酷事故は起こらない」前提で安全軽視／日本最大の事故で2人が死亡／機能しなかったオフサイトセンター

第4章 原子力ムラの人々

原子力ムラの“村長”／政治家に渡る「原発マネー」／元福島県知事「原発の地域復興で潤うのは一世代だけ」／原発産業がなくなれば事故以上の災難?／原発は「安価」は本当か?／「原発反対がゼネコンを潤す」／規制側を取り込む電力会社／電力業界

の虜／学会の内部告発規定に圧力／学者は研究資金のために原発擁護／朝日が道を切り拓いた原子力PR広告／原発に対する朝日の姿勢は「イエス・バット」／「東電の諒解のない写真」と記者が記者を妨害

第5章 原発と核兵器

脱原発と核抑止力／保有するプルトニウムは原爆の6000発分／世界の科学者たちが核廃絶を議論／岸田氏の言葉に落胆／石破氏「原発は安全じゃないが、ゼロにする答えが出ない」／戦争のターゲットになった原発

第6章 作られる新たな「安全神話」

利用される「鉄腕アトム」／広告か記事か明記されていないコラム／「世界で最も厳しい水準」という神話／基準地震動を低く見積もりたがる電力会社／見直されなかった計算式／裁判長「原発は私の家より地震に弱い」／避難計画の整備不足／避難計画は誰も審査しない／集中立地問題は無視／「どこがいつ割れるか予測できない」

第7章 原発ゼロで生きる方法

福島第一原発事故で脱原発を決めたドイツとイタリア／日本で脱原発ができない理由／「原発立地振興法案」をめぐる攻防／原発回帰した岸田首相／「原発推進の姿勢はまったく間違いだった」／小泉元首相「安全、コストが安い、クリーンエネルギー、ぜんぶ嘘」／政府の最大の責務を放棄

おわりに

情報的なことで、切り抜きメモを残すのですが、色んな情報が籠められているのですが、反原発の活動に関わっていて、おおまか知り得ていることがあり、そのことはさて置いて、わたしの知り得ていなかったことに集中してメモを残します。

政府(経産省資源エネルギー電力・ガス事業部原子力政策課)の考え、*S* プラス *3E*——で原発は必要、「*S* はセーフティ(安全性)、*3E* はエナジーセキュリティ(安定供給)、エコノミックエフィシエンシー(経済効率性)、エンバイロメント(環境適合)」121P・・・原発には、いずれもない。

原子カムラの「科学をねじ曲げようという勢力」の手法——「学者を取り込み、自分たちが通したい説を「科学的」と呼び、自分たちが通したくない説はどんなにデータの裏付けがある論文があっても、「世界的には定説になっていない」と取り入れない。原子カムラで多く聞く手法だった。」132P・・・この本の中で、事故直後に原子カムラの学者たちが「想定外」と言っていたことが、ちゃんと想定されていた大嘘であることが明らかにされています。

(元原子力委員会の官僚の言)「・・・・・・・・政府の委員会が、電力会社側の勢力に実質的に支配されてしまっている」／事務局が電力会社から出向者を受け入れる慣習や、電力会社など推進派だけを集めた非公開の会合でヒアリングを重ねるやり方は以前からあった。」、(元原子力委員会の官僚の言)「規制の虜ならぬ、電力業界の虜」136P・・・泥棒に鍵を預ける手法

(島崎さんの)「(これまでとは)別の計算式で地震予測することが必要だ。大飯原発の揺れの想定が過小評価されている。」という提言が取り入れられなかったこと。・・・能登半島

地震も然り

「裁判官「原発は私の家より地震に弱い」」211P

「避難計画は誰も審査しない」221P・・・今回の能登沖地震で孤立集落など出ているのを見ると、避難計画などないに等しい

フィンランドの強固な岩盤のオンカイロ最終処分場で「シミ」が見つかりまだ起動していないこと270P

もっとメモをとるところ、先に書きましように、入門的なところはわたしにとって既存の知識でメモにしています。この本は、入門的なことで大切な本、ぜひ手に取って読んでみてください。

(編集後記)

◆月二発刊態勢に入っています。実は、読書メモが溜まってきていて月二にしているのですが、それでも追いつかなくなって週刊化したいところなのですが、それでは学習の方が全くできなくなります。とりあえず、しばらく月二を続けます。

◆巻頭言は、これも書いたのが正月の能登半島沖地震が起きた直後、タイムリーな原稿になっていません。丁度、読書メモの青木さんの原発関係の本をやっと読めたので、それに合わせた巻頭言にしました。原発の再稼働とか、戦争のできる国作りとか、武器輸出など論外のことなのですが、その論外のことがまかり通る現実があります。ひとつひとつきちんと批判していくしかないのでしょうか。論理的でない政治をしているひとたちが、「科学的」という言葉で、他者や「他国」を批判する、もう戯画です。

◆読書メモは、[廣松ノート]の『弁証法の論理』の3回目、これは9回続いて行きます。すでに、その次の『物象化論の構図』のノートがもう終わる状況です。もうひとつのメモは青木美希さんの本、朝日新聞の記者なのですが、記者の立場を干されて、有休をとって記者的活動をしている状態、この本も朝日の記者という立場を出さないということで、首にならないで、あくまでマスコミ内からなんとかしたいと苦難な活動を続けています。何せ、マスコミの体たらく批判を主題にした、インターネットサイト（ARC TIMES）が登場してきている状況さえ生まれてきています。

◆民主党政権の野田元首相の自滅的政権の投げだして、政権党に復帰した自民党議員たちは、「野党を経験して、謙虚な政治をする」とか言っていました。何せ、歴史修正主義まで持ち出す党ですから、過去のことは忘れ・歪曲するのが得意です。それで、すぐに反省などかなぐり棄てて、「民主党政権の失われた三年」とか批判し始めていたのですが、今日的な政治経済の失政による凋落をとらえると、安倍政治の失われた十年であり、そもそも、それ以前の自民党政治の失われた三〇年の歴史がとらえられます。他者を批判するときは、それ以前に自らを振り返り反省した上で、という姿勢が、政治家にも問われるのですが、裏金汚職で党を離脱した議員が、大学の理事長をやっている、その大学の卒業式で挨拶をしたそうです。その内容が、「社会的役割をきちんと果たそう」という内容だったとか、自

分が政治不信を招くことをやって、議員辞職もしないで、よくもそんな「説教垂れ」ができるものです。何せ、首相に与党の立場で「説教垂れ」をして、裏金汚職で党離脱をして、「反省」を口にしてしているのですから、「穴があったら入りたい」と、公の場に出ることを躊躇することなのに、よくも、「説教垂れ」ができるものです。自民党裏金問題で最も腐敗を示したのは、アベ派ですがこの派閥は文教行政に影響をもっていて、アベ元首相も、復帰して、教育関連法案の改正をして、愛国心教育とか、道徳教育とかを織り込んだのです。笑えない笑い話です。尤も、「反面教師」という言葉があり、「こういう大人になってはいけませんよ」ということを身をもって、示しているのでしょうか？

◆「社会変革への途」にきちんと踏み入って行きたいのですが、まだ本格始動できていません。読書メモの〔廣松ノート〕の第一次学習は、『物象化論の構図』が最終コーナーを回ったところ、最後の『存在と意味』の二巻本に入る前に積ん読している本を何冊か読んでメモを残します。「社会変革への途」は、実は断片的に巻頭言の原稿として書き出しています。今、月二の発刊で、既にいくつか巻頭言を書きあげているのですが、「反戦・反差別・反ファシズム・反「環境破壊」ということで、その一つ一つの課題で文を起こしていきます。その過程で、目次をあげて、全体の構案を示します。もう二つの宿題、「障害関係論原論」と「反差別原論」もとりかからなくてはならないのですが、どこまでできることか？

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別というものをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>